

※安全対策上、複製はおやめください

Web 版

# 2023 年度版 坂本小スクールガイド

*Sakamoto Elementary School Guide*



## 大津市立坂本小学校



〒520-0113 大津市坂本 3-12-57

TEL 511-9892

FAX 578-7124

<http://www.otsu.ed.jp/skmt>



- 家庭学習の手引き
- ぐらしのやくそく
- いじめ防止基本方針(概略版)
- いじめ 早期発見チェックシート
- 台風接近等の非常災害時における措置
- 大規模な地震災害時における措置
- 緊急時における児童引き渡しの方法
- 欠席・遅刻の連絡
- 不審者に遭遇した場合の対応
- 児童が帰宅しないときの対応
- 学校連絡アプリ「tetoru」
- Jアラート警報システム発報時に伴う対応
- 学校でのけが・発病等の対応



# 家庭学習の手引き

2023 年度

大津市立坂本小学校

## 1. 学力アップは規則正しい生活から

「早寝・早起き・朝ご飯」は、生活リズムの基本です。生活のリズムを整えることは学力の向上につながります。いきいきと学習に取り組めるよう、規則正しい生活を心がけてください。

## 2. 家族のふれあいで、心がリラックス

「音読を聞く」「勉強がわからないとき、一緒に考えたり教えたりする」など、家庭学習をしている子どもに親が関わることにより、コミュニケーションが図れます。家族のふれあいの機会が増えることは、子どもの気持ちの安定につながり、心身も頭脳も健やかに育ちます。

## 3. 生活の中でも身につく学力

何気ない日常生活の中で、子どもの興味や関心を広げることができます。親子で新聞を読んだり、ニュース番組を見て話し合ったり。また、親子で将棋や囲碁などのゲームや手先を使う手芸や工作などに取り組んでみるのはいかがでしょうか。百人一首を家族で楽しんだり、自然や生き物とふれあって観察したりするのもよいと思います。

## 4. 「わかった」が「できた」にかわる反復練習

学校で学習したことを家庭で復習する（宿題や自主学習）ことにより、習熟・定着を図ることができます。とくに漢字や計算などは毎日繰り返し練習することで定着していきます。学校で「わかった」ことが、家庭での反復学習によって定着し、「できた」にかわり、次への「自信」につながります。

## 5. 脳の活性化は「読み・書き・計算の繰り返し」

読み・書き・計算を毎日繰り返すことは、脳の活性化につながると言われています。脳も手足の筋肉と同じように、毎日繰り返し使うことで活発に動くようになるのです。鍛えれば鍛えるほど発達し、たくましくなって、脳がいろいろなことに上手く使えるようになります。

## 6. 読書による知識の広がり

読みやすいものから始めて、少しずつ増やしていけると理想的です。読書は目に見えない学力を蓄えていきます。ときには絵本の読み聞かせなどもしてあげてください。

## 7. 不思議が学習の始まり

「なぜだろう？」の気持ちから学習が始まります。不思議に思ったことを辞典や図鑑で調べる環境を整えておくことも大切です。「調べてみたい」と思ったときに、家族に尋ねたり本や辞典で調べたりすることで、探求心が育ちます。

## 8. 学習は計画を立てるところから

毎日の宿題や長期休業中において、「何を」「どの順番で」「どのような方法で」学習するのか、計画を立てて学習に取り組む習慣づくりは大切です。簡単な日課表などを活用して、計画とやり終えたことが目に見える形でわかると、学習が整理できます。



## 学習のきまり

- ① 筆箱をきちんと用意する。
- ② 背筋を伸ばして座る。
- ③ 話している人を見て、うなずきながら聞く。
- ④ ノートの約束を守って使う。
  - ア. 下敷きをしいて書く。
  - イ. 日付けを書く。
  - ウ. 定規で線を引く。
  - エ. ていねいに書く。
- ⑤ 自分の考えを進んで話す。



筆箱の中は、学習に必要な、以下の道具だけを入れてください。

削った鉛筆(2B, B, HB)5本以上	
削った赤鉛筆(赤ペン)1本	
ミニ定規	
消しゴム1個	
ネームペン1本	
シャープペンシルは禁止です。学校には持ってきません。シャープペンシルは芯が細く筆圧がかからず薄い字になります。また、芯が折れやすく勉強に集中しにくくなります。学校の学習には適していません。	

## 各学年の学習のつながり (国語科・算数科)

国語科 配当漢字	学年	算数科			
		たし算・ひき算	かけ算	わり算	その他
80字	1年生 習慣をつける	1けた+1けた 十何-1けた			
160字	2年生 こつこつやりきる	2位数~3位数(筆算) 28+17 34-18 437+6 104-37 など	九九の暗唱		
200字	3年生 自主性が芽生える	3位数~4位数(筆算) 318+225 3264+4358など 927-789など	筆算	九九範囲のわり算 (あまりあり含む)	
202字	4年生 学びを広げる	小数のたし算・ひき算 分数のたし算・ひき算 (同分母)	小数×整数	筆算 小数÷整数	
193字	5年生 やればやるだけ力が付く	分数のたし算・ひき算 (異分母)	小数×小数	小数÷小数	
191字 (1026字)	6年生 最後まで取り組む		分数×分数	分数÷分数	

中学生へ



# 坂本小学校 くらしのやくそく 【2023年度版】

がっこうせいかつ たいせつ やくそく かなら まも  
学校生活をおくるための大切な約束です。必ず守りましょう。

## 1 服装

- (1) 名札をつけみだしなみをきちんとする。(髪を染めない ピアスをしない 化粧・マニキュアしない)
- (2) 靴のかかととはふまない。
- (3) 運動クラブの人は、着がえをしてから帰る。
- (4) 室内では帽子やフードを脱ぐ。

## 2 学習用具

- (1) 学習用具には名前を書き、大切に使う。
- (2) 学習に必要なものは、持ってこない。
- (3) 「学習のきまり」をまもる。
- (4) 連絡帳を見て、明日の準備をしっかりとる。
- (5) タブレットは、きまりを守って大切に使う。



## 3 登校・下校

- (1) みんなで決めた時刻・場所に集まり、班でまとまって登校する。  
理由があって集団登校できない場合は、班長に連絡する。
- (2) 登校後は、学校外へ出ない。
- (3) 登下校は決まった通学路を通り、まっすぐ家に帰る。
- (4) 下校の時刻(校門を出る時刻)を守る。
- (5) 家に帰りつくまでは、できる限り一人にならないようにする。
- (6) 校門から昇降口までの坂道は、歩く。

## 4 あいさつ・返事・言葉づかい

- (1) 気持ちのよいあいさつや返事をする。
- (2) その場にあった言葉づかいをしっかりとる。
- (3) 相手がいやがる言葉づかいや呼び方はやめる。

## 5 遊び

- (1) ボール遊びは、運動場と体育館だけできる。  
中庭、昇降口前ではボール遊びをしない。サッカー、キックベースは、体育館ではしない。
- (2) おにごっこは、運動場です。(中庭・畑などでしない。)
- (3) 天気が良く、気温が高い日に外で遊ぶときは、帽子をかぶる。
- (4) 雨の日や外で遊びにくい日は、遊び方を工夫する。
- (5) 一輪車や竹馬は外ぐつを使う。
- (6) 校舎の外に出るときは、外靴にはきかえる。
- (7) 校門から昇降口前のある坂道では、遊ばない。



## 6 給食

- (1) 給食の前には手を洗い、給食当番は、帽子・エプロン・マスクをつけて配ぜんする。  
給食配ぜん中は、マスクをつけて、すわって静かに待つ。
- (2) 給食時間の終了(12:45)までは、教室ですぐず。
- (3) 食器類は決められたとおりにかたづける。(12:40~12:50に返す)

## 7 教室・廊下・階段

- (1) 観察台にのったり、すわったりしない。
- (2) 廊下や階段では遊ばない。
- (3) 廊下は右側を静かにあるく。
- (4) 階段では、走ったり、手すりをすべったりしない。

## 8 特別教室

- (1) 先生の許可なく入らない。
- (2) 使った物はもとの場所にかえす。机やいすを整とんし、窓や出入り口の声じまりをする。
- (3) 教室内の物は大切に使い、汚したときはきれいにそうじをする。

## 9 トイレ

- (1) 美しく使い、使った後はしっかり水をながす。
- (2) うまく水が流れなかったり汚してしまったりした時は、すぐに先生に言う。

## 10 体育館

- (1) 使える白の約束をまもる。
- (2) 体育館前で体育館シューズにはきかえる。(全校集会の時のみ、教室ではきかえる)

## 11 運動場

- (1) 約束を守り、譲り合ってあそぶ。
- (2) 遊具は正しく使い、危険な遊び方をしない。サッカーゴールは子どもだけで動かさない。

## 12 そうじ

- (1) みんなで協力して、美しくする。
- (2) そうじ用具を正しく使い、ていねいに片づける。(ほうきは、ひもなどでかけておく)
- (3) 決められた時間(放送の音楽が流れている間)いっぱい、自分の担当場所でそうじする。

## 13 校内放送

- (1) お知らせのチャイムが鳴ったら、静かにしっかりきく。
- (2) 長休み、昼休みの終わりのチャイムや音楽が鳴ったら、遊びをやめて自分の教室にもどる。
- (3) 放送の指示で、きちんと行動する。

## 14 放課後や休日の過ごし方

- (1) 子どもだけで学区外、カラオケ、ゲームセンターへは行かない。
- (2) あぶない遊びはしない。(火遊び・エアガンなど)
- (3) 放課後、忘れ物を取りに来た時は、職員室で先生に言ってから取りに行く。
- (4) 運動場で自転車に乗らない。校門から昇降口までの坂道は自転車を降りる。
- (5) お菓子は昇降口前では食べない。ごみは必ず持ちかえる。
- (6) 危険だと感じたら、近くの人にできるだけ大きな声で助けを求めたり、子ども110番のおうちに逃げ込んだりして、自分の身をまもる。
- (7) 学校で遊べる時間は、夕方5時まで。夕方5時になったら家に帰る。(冬は、夕方4時半まで。)





## 令和5年度 大津市立坂本小学校 いじめ防止基本方針(概要版)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめ問題への対応は、学校を含む社会全体の最重要課題となっています。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

### いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事と考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その

際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

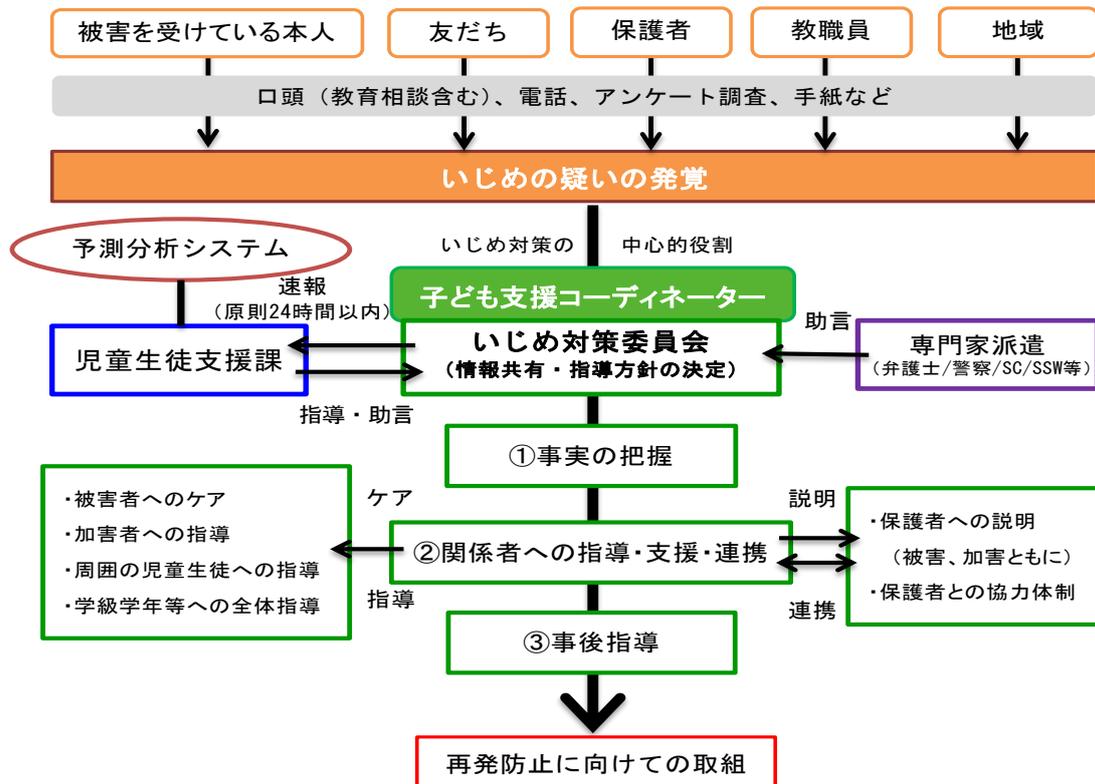
### (3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

### (4) いじめ事案対応フロー図



\* 詳細版は坂本小学校ホームページで公開しています。

# いじめ 早期発見チェックシート

いじめに関わっているとき、子どもは生活の中で様々な場面でサインを出しています。  
あれ？ 子どもの様子がいつもとちがう…と感じたら、身近な大人からアクションを。

## 【学習の場で】

1	遅刻、早退や欠席が目立ってくる。	
2	学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。	
3	授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
4	机、教科書、ノートなどに落書きされる。	
5	教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。	
6	発表するとやじられたり、笑われたりする。	
7	グループ分けで、なかなか所属が決まらない。	
8	ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。	
9	作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする。	
10	休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。	

## 【生活の中で】

1	元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。	
2	頭痛、腹痛などを訴え、保健室へ頻繁に行く。	
3	用事がないのに職員室に来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。	
4	衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。	
5	靴、鞆等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。	
6	掲示物(書写や絵画等の作品)にいたずらされる。	
7	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。	
8	遊びの中でいつも同じことをやらされる。(かくれんぼの鬼など)	
9	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
10	一人で掃除や後かたづけをしていることが多い。	

## 【家庭で】

1	持ち物を頻繁になくしてくる。	
2	押しつけられたと思われる物を持っている。	
3	家族にお金をたびたび要求したり、金品を持ち出したりすることがある。	
4	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。	
5	家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。	
6	頻繁に電話がかかってくる。	
7	学校から早く帰ってきたり、外出しなくなったりになる。	
8	表情がさえず、おどおどした様子がみられる。	
9	家族との接触を避け、何か隠しているような気配が感じられる。	
10	登校を渋るようなことがある。	

<参考:生徒指導実践の手引き 滋賀県教育委員会 平成21年3月>

# 台風接近等の非常災害時における措置

大津市立坂本小学校

2023. 4

## ① 臨時休校

次の条件が揃った場合は、児童を登校させないでください。

○午前7時の時点

○大雨、暴風、大雪等に関する**特別警報**および**暴風を含む警報**

○滋賀県全域もしくは滋賀県南部または、近江南部に発令

※1：大雨警報、大雨洪水警報、大雪警報などでは休校措置をとりません。

※2：休業の場合、翌日の学習は特に連絡のないかぎり時間割通りとします。

※3：tetoru・メール配信等に努めますが、登校時刻後になる可能性があります。

テレビやラジオ等の報道に注意し、各家庭で判断してください。

## ② 終業時刻の繰り上げ

次のような場合は通常の下校時刻を繰り上げて、緊急下校体制をとります。

○登校後に各種警報が発令された場合

○各種警報が発令される可能性がある場合

○大規模な地震災害等が起こった場合

※1：給食前に下校することもありますので、あらかじめ非常食等の準備をお願いします。

※2：緊急下校体制をとるため、日常帰宅している場所へ下校させます。

※3：下校時刻や下校体制については、tetoru・メール配信でお知らせします。

※4：災害時以外にも終業時刻の繰り上げ措置をとることがあります。

(不審者等に関係する事件が学校近辺で起こった場合など)

## ③ 始業時刻の繰り下げ

次のような場合は、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることもあります。

○午前7時を過ぎてから**特別警報**および**暴風警報**が解除になった場合

○**特別警報**および**暴風警報**時以外にも、災害の状況等によって様々な影響がある場合

※1：繰り下げ措置をとる場合は、登校時刻を tetoru・メール配信でお知らせします。

※2：欠席や登校が遅れる場合には、必ず学校まで伝えてください。

# 大規模な地震災害時における措置

## (1) 震度5弱以上の場合

(大津市の対策によっては変更する場合があります)

登校中	安全な場所に一時避難したあと、原則として速やかに登校させてください。登校後、安全を確認したあと、保護者に引き渡します。引き渡しまでの間、学校にて保護しますので、できる限り速やかに迎えに来てください。
在校時	安全な場所に一時避難させます。安全を確認したあと、保護者に引き渡しします。引き渡しまでの間、学校にて保護しますので、できる限り速やかに迎えに来てください。
下校中	児童は安全な場所に一時避難したあと、速やかに帰宅します。

## (2) 震度4以下の場合

- ・状況に応じて、余震に気をつける等の注意をしながら集団下校、または学校待機の措置をとります。また、保護者に引き渡す場合もあります。
- ・家庭にいるときに緊急避難が必要な場合は、安全確保の上、広域避難場所へ避難してください。学校は広域避難場所です。

## 緊急時における児童引き渡しの方法

引き渡しカード(2023年度は空色:年度はじめ学校に提出)をもとに行います。

- ・引き渡し場所・方法については、指示に従ってください。
- ・担任が名前を確認しながら、引き渡しカードにチェックして引き渡します。
- ・引き渡しまで児童は学校にて待機します。できる限り速やかに迎えに来てください。
- ・同居家族(引き渡しカードに記載)以外の代理人に引き渡すときは、依頼される方と、必ず学校にもその旨を連絡してください。

## 欠席・遅刻の連絡

体調不良等で欠席・遅刻する場合は、**午前8時15分まで**に下記のいずれかの方法で学校に知らせてください。(症状を具体的にお知らせください)

家庭からの連絡がなく、児童の登校が確認できていないときは、学校から電話で家庭に連絡を入れ、児童の安全確認を行います。

**Ototoru アプリ**を使用した**連絡(推奨)**⇒詳しくは次ページ記載

○Microsoft Forms を利用したインターネットによる連絡(年度途中で廃止予定)

○連絡帳(兄弟姉妹を通して職員室へ)

○電話(511-9892)

- ・通院や家の用事等、事前に欠席がわかっている場合は前もって担任までお知らせください。

## 不審者に遭遇した場合の対応

児童が帰宅し、変質者等に会った話を聞かれた場合、次のように対応してください。

1. 児童のけが等、身体状況を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き、警察（110番）へ連絡し、その後学校に連絡してください。
2. 学校では情報が入り次第、内容に応じて近隣の校園に知らせるとともに、必要な場合はメール配信にて保護者・地域に情報を発信します。

## 児童が帰宅しないときの対応

1. 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、第一報を学校に連絡してください。教職員も情報を収集し、居場所の確認を行います。その後、帰宅した場合も、すぐに学校へ連絡してください。
2. どうしても、児童の居場所が確認できない場合は、状況を判断して警察に連絡をとってください。教職員も手分けして捜索します。

〈日頃から家庭で指導していただきたいこと〉

- ・遊びに出るときは「外出の5原則」（いつ、どこへ、だれと、何の用で、いつ帰る）を伝える
- ・下校後は寄り道をせずに、いったん帰宅してから外出する

## 学校連絡アプリ「tetoru」

本校では今年度より、文書配布アプリ「tetoru」を導入しました。文書のデジタル配信、欠席連絡に加え、従来の「メール配信」で行っていた、学校からの緊急連絡や行事の雨天順延、学級閉鎖情報等をお知らせします。可能な限り登録をおねがいします。

- ・登録者は、**保護者、教職員**に限ります。2名以上の保護者を登録することも可能です。
- ・専用アプリはスマートフォンかタブレットで使用することができます。
- ・登録等でお困りの場合はヘルプデスク（電話：0120-070-221 月～金 9:00～18:00）にお問い合わせください。
- ・地域スクールガード、児童クラブ職員等にも連絡が必要な不審者情報等は、従来の「メール配信」でも連絡を行います。

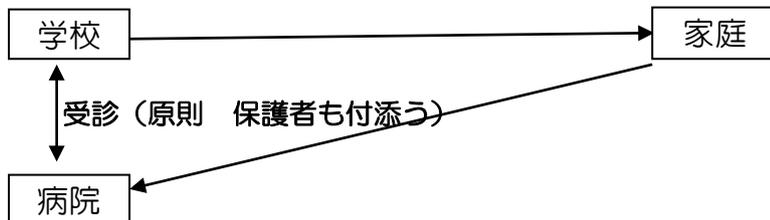
## Jアラート警報システム発報時に伴う対応

弾道ミサイル飛来（Jアラート警報システム発報時）に伴う対応について、登校前に、滋賀県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は自宅待機とします。その後、始業までに屋内避難が解除された場合、通常どおり登校します。臨時休校する場合は、学校から連絡します。

# 学校でのけが・発病等の対応

けがや病気で家庭に緊急に連絡をすることがあります。緊急連絡カードの緊急電話連絡先については、必ず連絡のつく番号を記入してください。保護者の動静について、通常と異なる場合には、前もって子どもに口頭で伝えておいてください。

## 1. 受診の必要がある負傷時の対応について

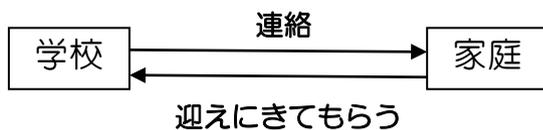


【程度を確認の上】

救急搬送 → 家庭連絡・保護者合流 受診が必要 → 家庭連絡・保護者付き添いによる（原則）  
応急処置程度 → 必要に応じて家庭連絡

\*家庭と連絡がつかない場合は、校医または最寄りの病院で受診します。  
\*下校時の負傷については、学校へお知らせください。  
\*緊急連絡先が変わった時は必ず学校へお伝えください。

## 2. 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



【程度を確認の上】

救急搬送 → 家庭連絡・保護者合流 学習活動の継続困難 → 家庭連絡・保護者とともに帰宅  
症状が回復 → 必要に応じて家庭連絡

\*連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。

\*学習に復帰できる可能性がある場合は、保健室で安静にして回復を待ちます。（原則1時間）

\*必要に応じて早退することもありますので、お迎えをお願いします。

\*下校時刻以外に児童だけで帰宅させることはしていません。

感染症が疑われる場合は、必ず医師の診断を受け、許可があるまで登校させないでください。また、速やかに学校へ報告ください。この期間の欠席は「出席停止」になります。診断書の提出の必要はありませんが、登校後に欠席届（出席停止用）をお渡しします。保護者の方で記入、押印の上、提出してください。

### 〈出席停止となるおもな感染症〉

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）・風疹・麻疹（はしか）

流行性感冒（インフルエンザ）・流行性角結膜炎・咽頭結膜熱（プール熱）・百日咳

## 3. 集団風邪・インフルエンザ等による学校又は学年・学級閉鎖についての対応

集団風邪、インフルエンザ等の流行性疾病が発生した場合、学校医と相談の上、学校又は学年・学級を一時的に臨時休業（閉鎖）する場合があります。その場合は、下記のように対応します。

1. 休業期間及びその理由等についてのお知らせを tetoru で配信し、文書を持ち帰ります。

その際、家庭での対応についても記入しておきます。内容に従って家庭での指導をお願いします。

2. 発熱などにより単独での下校が危ぶまれる児童については、迎えを依頼します。

3. 他の児童については、下校時の安全を考慮して他の学級と同時刻に下校させます。

クラスの状況によっては、下校時刻を繰り上げる場合があります。その場合は迎えを依頼します。

4. 欠席している児童宅には、tetoru 配信または電話にてお知らせします。